

高鍋町告示第5号

平成31年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年2月8日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成31年2月15日（金）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○応招しなかった議員

平成31年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成31年2月15日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成31年2月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事(その4)請負変更契約について
- 日程第4 議案第2号 平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業 高岡・上永谷線道路改良工事請負変更契約について
- 日程第5 議案第3号 平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負変更契約について
- 日程第6 議案第4号 平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負変更契約について
- 日程第7 議案第5号 財産の処分について
- 日程第8 議案第6号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第7号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事(その4)請負変更契約について
- 日程第4 議案第2号 平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業 高岡・上永谷線道路改良工事請負変更契約について
- 日程第5 議案第3号 平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負変更契約について
- 日程第6 議案第4号 平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負変更契約について
- 日程第7 議案第5号 財産の処分について
- 日程第8 議案第6号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第7号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	後藤	正弘君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	緒方	直樹君	16番	青木	善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	川野	和成君	事務局長補佐	岩佐	康司君
議事調査係長	鳥取	真弓君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木	敏之君	副町長	児玉	洋一君
教育長	川上	浩君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長				河野	辰己君
財政経営課長	徳永	恵子君	建設管理課長	恵利	弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長				横山	英二君
地域政策課長	渡部	忠士君	会計管理者兼会計課長	鳥井	和昭君
町民生活課長	山下	美穂君	健康保険課長	宮越	信義君
福祉課長	中里	祐二君	税務課長	杉	英樹君
上下水道課長	吉田	聖彦君	教育総務課長	野中	康弘君
社会教育課長	稲井	義人君			

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から平成31年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。議会運営委員会の報告を

いたします。

先日、2月12日10時より第3会議室におきまして、議会運営委員会の委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3名が出席、議会事務局からは2名が参加しまして、議会運営委員会を開催しました。

本日の臨時会に付議されました案件は、議案第1号平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負変更契約についてなど、道路改良工事請負変更契約が4件及び議案第5号財産処分について、議案第6号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）、議案第7号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）の計7議案でございます。

この7件を詳細な説明資料もつけて提案することで、委員全員の意見の一致を見ました。また、その後、議会事務局より会期日程の説明があり、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、後藤正弘議員、7番、黒木博行議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日2月15日の1日間にしたいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日2月15日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

○議長（青木 善明） 日程第3、議案第1号平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さんおはようございます。

議案第1号平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、湧水対策のためのり面の保護を追加する必要が生じたことなどから、契約額の増額をするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） それでは、平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

お手元に全体図面と変更内容の資料をお配りをさせていただいておりますので、議案とあわせて御確認いただきますようお願いいたします。

本案のもととなる契約につきましては、平成30年第2回定例会において議決をいただいております。今回の変更の内容でございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方についての変更はございません。

契約金額につきまして変更前契約額1億1,178万円を436万7,000円増額し、1億1,614万7,000円とするものでございます。

増額の理由でございますが、改良後に道路と農地の高低差が生じるため安全対策のための防護柵を延長するもの、また掘削したのり面からの湧水が多いことから、のり面崩壊を防ぐためモルタル吹きつけ面積を増加させるものなどでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今の説明からすると防護のためとモルタルの吹きつけということがありましたけれども、水が出ることによるのり面の補強もあるようですが、設計時における協議はなかったのかどうか。具体的な水量調査は行われなかったのかどうか。金額的に見て工法を含めどのような工事がなされていくのか、金額についての明細をお示ししたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） まず、設計時における協議については、コンサルタントと町と協議をして決定しております。

次に、具体的な水量の調査については実施しておりません。

次に、どのような工事をするかにつきましては、配付資料の写真を見ていただきたいと思います。左の写真の灰色の部分の部分が固い土質となっておりますので、そこをモルタル吹きつけ工法で施工いたします。イメージとしては、右の写真のように仕上がる予定です。

その他の部分につきましては、礫混じり土と言って、わかりやすく言うと石の混じっている普通の土となっております。また湧水があることから植生マット、わかりやすく言いますと、布に種子がついているマットを施工するものであります。

金額につきましては、ガードレール設置で約250万円、のり面保護工などで約180万円の増額となります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） コンサルタントとはお話をしていないということだったんですけれども、例えば（発言する者あり）、いや、しているけれども、当初ですよ、一番最初のときに、そういう事態を予想してなかったのかということを知りたいわけですよ。だからコンサルタントとそういう事態についての予想事態についてのいろんなお話し合いはしてないということだったと思うんです。だから、今回出たと思うんですね。

それが、話し合いが行われていたのであれば、当然、当初からそれも条件の中に入れて金額というのもこういう金額ではなかったんじゃないかなというふうに推測できるから、それを聞いているわけですよ。

じゃあ、やはりここから具体的な水量調査は行われたのかということについても、実施していないということだったんです。でもやはり水が出るということについては、のり面保護の仕上げ植生マットというのをするという事なんですけれども、水が出るということは、この植生マットだけで本当に対応できるのかどうかということも、非常に気になる場所なんです。仕上げてみたはいいけれど、水がやっぱり出てとても対応できなかったという状況があるかもしれないじゃないですか。そういうこともやはり本当は慎重にやっぱり期して、ことを行っていくと簡単ではない。

いろんな道路をやはりこうやってつくっていくということについては、やはりどういった方策がいいのかと、方法がいいのかということは十分コンサルタントとも協議をしてきてこられたと思うんです。しかし、それがやはり後になってやっぱりここはもう高いねと、誰が見たって差がありますよね、段差ができてかなり埋め立てをしなければならなかったわけですから。

だから、そのことについても、これはやっぱりガードレールがないといかんよねということは、これはもう誰が考えても、普通はあそこを通っている人であれば予測できた予測可能な問題だと思うんです。だから予測可能な問題を横に置いて、設計をしてしまったんじゃないかということが一番私は危険だと思うんですよ、そういう考え方そのものが。

道路をつくったりとか、いろんなことをするとき、道路については保険がかけられていますよね。安全対策を講じないまま道路をつくったとなれば、もしそれでそれにおいてももし事故が起きたりした場合においては、やはり高鍋町が責任を持ってそれを補償していかなければならないというのがやはりあると思うんです。どういうところでそういう補償をしなければいいのかということも非常に問題になってくると思うんですね。

だから、慎重にことを進めていかなければ、この道路をつくるというのは簡単な問題ではないということは、もう十分高鍋町としてもおわかりいただけている。私よりもずっと専門家であるわけですから、だからその辺のところは十分わかった上でのコンサルタントのお話合いで今回の計画というのがなされたもんだと思っていたら、実際、質疑をしてみたら、コンサルタントとは事前のそういう湧水の問題についても例えば水量調査もしてな

いと。

だから、本当ならやはりここへんで地元の人たちとか、試掘をしてみて水が出ないのかとか、その井戸水の傾向はどうだとかいうことも含めて、しっかりと調査をしていかなければいけなかったんじゃないかなというふうに思うんです。あそこの山の高さというのが一体どのぐらいあるのかということをお知らせ願いたいと思うんですけど。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 議案第1号の部分につきましては、のり面が約5メートルから10メートルございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃ、ちょっと確認をしますね。

この植生マットでそれが全て対応できる、これから水が出ることにに対して対応できるとお考えなのかどうか、確認をされていますか。これで植生マットによってどれぐらいの水量を要するに保水能力があるのかを含めて、そして、また普通セメント工法でやったときにも穴がいっぱいあいていますよね。あれは水を途中から出すためにつくっているわけですよね。

だから、いろんなのが仕掛けでしてあって、やっぱりその工法が余りよくないという方向性も今出てきている部分があって、できるだけこののり面についても植生で行うようにということで、これは国土交通省のほうのいろんなところホームページを見ても、よくそこはわかっているつもりなんですけれども、だけどこの植生が一体どのぐらいの保水性があるのか、どうなのかということはきちんとここでやっぱり確認をしておかなければ、私たち議員でもやはりそういうところまで専門家のところまではわからない。そのところをしっかりとどれぐらいのコンサルタントと多分こういうふうにするにすればいいんだと、植生をすればこれぐらいの保水力があって、これまでは耐えられると。例えばゲリラ豪雨があってそれでバーッと上を流れていった時に、全部その植生マットが剥がれないかどうかということも含めて、どういうふうな調査をして、どういうふうな結論を出されたのか、植生マットに至った経緯というのをお知らせ願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） のり面の保護につきましては、いろんな工法がございします。その中でこの現場につきましては、きっと専門になるんですけど、のり面の勾配を標準の勾配で行っております。

現場においては、勾配を現場のそのままの状態、例えばの話ですけど、坂本・鬼ヶ久保線みたいなところもございします。あれはどうしようもない急勾配ですけど、この場合は道路改良工事ということで安定勾配で持って行ってあります。その中で掘削しましたら水が出たということで、当初は人工張芝といまして、紙に種子がついているやつで施工する予定でした。

当然、水が出るということですので、紙では対応できないということで、のり面工の指

針がございますけれども、その中で湧水に強いものの中で経費の安いものにつきましては、植生マットが効果があるということで植生マットを選定したものでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 今までの話の中で工期の少ない時期で設計をし、そして出費を行い、その中で施工し決断として高鍋町の発展をみんなが一つにならないとできない工事だとは考えていますが、その中で、この工事的な一番大事なのは工期なんですけども、この追加工事をするによって工期は大丈夫なのかっていうのと、今、進捗率は何%かというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 工期については、今のところ延期する予定はございませんが、今後、皆さんが御存じのとおり雨とかが続いて、自然の影響でできない場合もございますので、可能性としてありますが、今のところ考えておりません。

なお、進捗率につきましては、ちょっと手元に資料がございませんが、約8割はいつていると思います。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第1号平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負変更契約について、反対の立場で討論を行います。

まず、設計の段階ですべきこと、怠ったことが一つ。もう一つは指名競争入札とするなら、これは設計業者見積もりが不完全なことによる増額と推量されます。同じ間違いが4件もあるということは高鍋町のチェックが甘いとしか言いようがありません。

道路をつくるときは、まず第一に、工事中の安全はもとより、利用者の安全確保が第一です。そのためには事前の調査及び地域の方々からの聞き取りなどしっかりとすることが肝要です。それを怠っていたと言わざるを得ない状況下にあります。これを認めることは、執行部のチェック役である議会が同じ間違いを犯してはならないと思うからです。

町民の皆さんの大切な税金をつぎ込む仕事です。この4件で約2,500万円になります。このお金があれば違う部署で使えたのにと考えると町民の方に申しわけなく思います。

これからこのような事態が発生しないことを願い反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第1号平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負変更契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第4. 議案第2号

- 議長（青木 善明） 次に、日程第4、議案第2号平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業高岡・上永谷線道路改良工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 議案第2号平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業高岡・上永谷線道路改良工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、安全対策のため防護柵を延長する必要が生じたことなどから、契約額の増額をするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

- 財政経営課長（徳永 恵子君） 平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業高岡・上永谷線道路改良工事請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

本案のもととなる契約は、平成30年第3回定例会において議決をいただいております。今回の変更の内容でございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございません。

契約金額につきまして、変更前契約額9,234万円を588万4,000円増額し、9,822万4,000円とするものでございます。増額の理由でございますが、改良後の道路の安全性をより高めるため、防護柵を延長するもの、また防草対策のための路肩保護及びのり面ブロックを追加するもの等でございます。

以上です。

- 議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

- 11番（中村 末子君） 安全防護柵設置ほかとのことでしたけれども、当初設置しないで、できると判断した経緯は何でしょうか。工事が始まってから必要だと判断した理由は何でしょうか。必要なものを見逃していただけないのかと思いますが、いかがでしょうか。

防護柵をしない場合どのような事態を招くおそれがあると考えているのか。また、事故などが発生した場合の責任の所在はどこにあるのか。このことによる防衛省補助はどうか。金額についての明細を示していただきたいと思います。それと、のり面の保護ブ

ロックに変更というのがありますけれども、先ほどの工法ではなくブロックにした理由と
いうのがあると思うんですが、それについてお答え願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） まず、本路線につきましては、御存じのとおり現道を利用
して拡幅する改良工事でございます。当初は防護柵について計上しなかった理由につき
ましては、以前よりそこに防護柵がなかったということ、それから計画の道路の高さが以
前の道路の高さと余り変わらないということで、計上はしておりませんでした。

しかしながら、今後、昼夜の交通量が増加すること、また防護柵の設置については、防
護柵設置基準というのがございます、目安として段差が2メートル程度以上にあるとこ
ろには設置したほうが安全性が向上するということがございまして、今回、追加施工した
ほうが良いというふうに判断しているところです。

次に、防護柵をしない場合ですが、どのような事態を招くかということでございまして、
道路下に転落した場合大きな事故になる可能性が考えられます。

また、責任の所在についてですが、事故等の内容によると思いますので、一概にどこの
責任とは言えないと考えております。

次に、防衛省の補助につきましては、今回の追加工事が防衛省の補助対象になるかとい
うことにつきましては、防衛省と協議済みで補助対象になるという回答を得ております。

また、最後ののり面の件ですが、今回ののり面の保護につきましては、1号議案の場合
は湧水対策ということで計上させていただきました。今回ののり面保護につきましては、
防草対策ということで草が生えるのを道路にはみ出すのを防ぐためのブロックで、内容は
異なります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 済みません。金額の報告が漏れておりました。

今回の変更につきましてガードレール設置で約360万円、のり面保護などの変更で約
220万円の増額となります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） のり面の保護ブロックについても、先ほど全て防衛省の補助基
準となるということ、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

当初からなかったのに、これが防草対策として上げたにもかかわらず防衛省はいいと、

オーケーということで判断されているんですね。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 当初設計で防草対策として道路より低いのり面につきましては、防草対策でブロックを計上しておりました。今回、施行が進むにつれて、道路より高い部分、宅地なんですけど上が。そこで地元の方からの要望で、うちのほうも防草対策で行っていただけないかということで要望がございました。その中で防衛省と協議を行いまして、同じ防草対策ということで認めていただきました。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） まず、内容の中でガードレール、路肩保護、のり面保護とか書いてあるんですが、詳細のほうで先ほどはもういいんですが、第2号議案でも写真を見る限り、雑木が上のほうにあると思うんですが、こういった木々の切断、その他は一切考えておられないのでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 今言われるのは右側の写真のことですかね。これがのり上が、ちょうど道路との境界になりまして、木が見えるところは民地でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） この雑木によって倒壊とか、また施工した後のことなんですが、ここで賠償とかそういったので雑木を切っておけば、もうあと何もないという災害につながるというのは考えておられなかったのでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） あくまで民地でございますので、それに隣接する樹木を伐採するのは困難でありまして、すぐ横、そのすぐ横、すぐ横と言って、永遠に続きますので、用地以外のところにつきましてはそういう計画はしておりません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第2号平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業高岡・上永谷線道路改良工事請負変更契約について反対の立場で討論を行います。

これは安全防護柵と路肩の変更とのことでしたけれども、これも議案第1号と同様に工事する人だけでなく、住民の安全を図るためには当初から計画すべきであったと考えます。

このようなことで住民への公共事業への信頼をなくしてほしくないと考え反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第2号平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業高岡・上永谷線道路改良工事請負変更契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5. 議案第3号

○議長（青木 善明） 次に、日程第5、議案第3号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第3号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、安全対策のため防護柵を延長する必要が生じたことなどから、契約額の増額をするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

本案のもととなる契約は平成30年第3回定例会において議決をいただいております。今回の変更の内容でございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございません。

契約金額につきまして変更前契約額9,946万8,000円を485万9,000円増額し1億432万7,000円とするものでございます。

増額の理由でございますが、改良後の道路の安全性をより高めるため、防護柵を延長するもの、また、地元との協議により町道取り付け部分を拡幅するもの等でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これも議案第2号と同じく防護柵ということなのですが、なぜ当初から設置する計画でなかったのでしょうか。金額についての明細を示していただきたいと思います。

それからちょっと確認していいですか。この写真をいただいたんですけど、CGでつくられたと思うんですね。今度するやつをなぜ同じ場所なのかなと思ってちょっと気になったけど。第2号の議案と同じ場所じゃない、同じ写真じゃない。（「完成イメージ」と呼ぶ者あり）完成イメージだから、逆に言えば完成イメージも写真を変えておかないと同じことするんじゃないかというふうに思われたら物すごく私ね、こういう細かいところが気になるんですよ。

それでないたとえばこれを見た専門家の人が、同じ工事のところをするのに何でお金が必要とってというふうになると私いけませんので、これが資料としていただいたんだから、正直な話言うてイメージ写真だから、私もイメージ写真をくださいと言ったんですけど、少なくともこの向かって左側の写真にガードレールをつけた場合こうなりますよというふうにしておいていただかないと、ちょっとイメージ的に合わないかなと思うんですけど、どうでしょうか。やっぱり同じ写真をあまり使うちゅうのは、あんまりちょっと得策じゃないと思うんですけど、同じ写真でしよう確認だけしますけど。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） まずガードレールの設置についてでございますが、この路線につきましても以前からガードレールの設置はなされていなかったこと。それから、さほど段差がないということで計上はしておりませんでした。写真でござんのとおり写真の左側、下のほうに水路を施工したことによって、先ほど言いました設置基準の2メートル以上はありませんけれども、安全性を向上するためにガードレールを設置したほうが良いというふうに再度検討した結果、そういう判断を行いましたのでガードレールの施工を追加するものでございます。

それから、この写真につきましては、左側は現場の写真なんですけど、右側はCGじゃなくて、ほかの実際ガードレールがしてあるところの写真で合成写真ではございませんので、段差があるところにガードレールをこういうふうにしますよというイメージでつけさせていただいております。また金額につきましてもガードレール設置で約230万円、地元要望などによる取り付け道路などの整備で約250万円の追加となります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 取り付け道路についてはいろんな方から相談があったと思うんですね。だから地元の相談で、やはりこれから以後をこれから工事が終了後、じゃあ、あそこもつけてもらえるんだったらうちもつけてほしかったのにとすることは、上がってこないというふうにお考えでしょうか。

工事が終わった後にいろいろと上げていただいても、なかなか後で苦情が来たりすると非常に困った立場になるものですから、私たち議員もですね。なんで前に言わなかったのというふうになると思うんですよ。だからこれを工期が変更なければ、ここの畑の持ち主というのはわかると思うんですよ。向こうのほうから入れる方も多分いらっしゃると思うんですね、向こうの道路が2つありますんで、向こうのほうから入っていただけたところもあるでしょうし、だから畑の入り口というのがやはりそこ1カ所しかできなかったのかどうかということを含めて大丈夫かと、今後出てこないかと、あそこにつけてもらえるんだたらうちとも言われる方がもし出てきた場合、非常に私は言われたときの対応に苦慮すんじゃないかなというふうに思うんですけど、やはり言ったもん勝ちになるのかどうかということも含めて、そのところを答弁していただきたいと思います。

それからCGの写真じゃないというけれど少なくとも同じ写真はあんまり使わないほうがいいと思います。そうでないとやはり同じ仕事をするっちゃるかというふうに思われると、やはりガードレール少なくともこの段差があるところにCGなどでできないことはないんだから、やっぱりちゃんとつけた写真を載せていただければありがたいなと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 今回の取り付け道路の変更につきましては、配付しました資料の赤丸の小さいところなんですけど、ここにつきましてはちょっと図面が小さいからわかりづらいと思うんですけど、これは町道との取り付けになっております。道路を改良した場合取りつける場合は基本的に本路線に対して90度に取りつけるのが望ましいということになっております。そういうことによりまして、ここの現場におきましては90度に取りつけるようにしました。そのため、以前の道路が斜めに入っていた関係で90度に取りつけたため、町道の残地が残りました。そのところにつきましても地元としては出やすいので町有地として町道があるので、その部分も拡幅してくれということで地元の要望のとおり施工するものでございます。

また、同じ質問の中で畑との乗り入れ口につきましては、建設管理課としては1農地に対して1カ所の乗り入れ口を施工することとしております。乗り入れ口につきましては所有者並びに耕作者と話をして進めておりますので今後はないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第3号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負変更契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第6. 議案第4号

○議長（青木 善明） 次に、日程第6、議案第4号平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第4号平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、湧水対策のためのり面保護の工法を変更する必要性が生じたことなどから、契約額の増額をするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

本案のもととなる契約は、平成30年第1回臨時会において議決をいただいております。今回の変更の内容でございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございません。

契約金額につきまして変更前契約額1億4,169万6,000円を995万5,000円増額し、1億5,165万1,000円とするものでございます。

増額の理由でございますが、安全確保のため隣接する町道の一部を拡幅するもの、また、掘削したのり面からの湧水が多いことから、湧水対策とのり面保護のため、かごマット工法の施工を行うものなどでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私、ここは金額が大きいんですけども、算定基礎について先ほど説明がありましたので、これで理解はします。しかし、のり面を保護しても角度的に

見て、対策がとれても、もうとれるのか、もう疑わしいなというふうに思うんですね。

しかし、湧水があることについても当初から多分わかっていたんじゃないかなと思うんです。あそこはやっぱり水が出ることで10線沿いずっと見ていただいたら、あの延長を見ていただいたらわかると思うんですけれども、新富町に通じるところまで台風24号でかなりやられている部分というのがあるんですね。お話を新富町の方にもお伺いしたんですけど、やっぱり水が出ると、これはもう昔からわかっていたことだということで、非常にかなりあそこの対策には苦慮をしているという状況を話をされた地元の方にもちょっと聞いてみたんですね。

だから、そのことから考えたときには、あそこのり面というのは非常にこれをして危ないんじゃないかなというのがちょっと気になる場所であるんですね。そして、拡幅すればするほど、またこの部分を拡幅したのかちょっと私わからないんだけど、拡幅してもその拡幅した部分がのり面というのか。それがほかのところと比較するとすごく角度的に坂本と一緒にまではいいませんが、それに近い形があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、そういうことから考えたときには、またこれから先どういう状況が起きるかわからないということを私ものすごくこれははらんでいる部分があるところじゃないかなと思うんです。それが、やはりこのかごマット方式で本当に大丈夫なのかどうかということが懸念される部分があるわけですよ。私、専門家ではありませんし、ただ素人判断で見ると限り「ああここは坂本と一緒にだな」というふうにちょっとね、石ころの状況から見てもそういうふうにちょっと思ったところがあったもんですから、ちょっと今回、議案が出たことでそのところをちょっと見に行っただけですね。確認しに行っただけの部分があるんですよ。

だから、そのときに私はこのかごマット方式で本当に大丈夫なんだろうかと、水の拡散を含めてどういうふうな利点がかごマットはあるのかということも知らないといけないなというふうに思いましたので、かごマットの利点についてのお答えをいただきたいということと、本当にこれで大丈夫かと、もうこれから先崩壊しないという保障があるのか、非常に気になる場所ではあるんですね。

だから、これから先また坂本坂も通行どめにしていますけど、もう通行どめにしたほうがいいんじゃないのって、今正直な話でそう思えるぐらいあるかもしれない状況の中で、危険性というのをしっかりと調査をされたのかどうかその辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 国道10号線からの取り付け部分について、のり面の変更を行うわけですが、当初から水があるというふうには判断しておりましたので、別ののり面の排水の計画はしておりました。しかしながら、実際、工事に入ると予想以上に水が多かったもので、その排水対策ではとても対応できないというふうに判断したため、今回変更するものでございます。

まず、かごマットにつきましては、写真でわかりますように、上のほうが現況で下のほうがかごマットはこういうもんですよという図をつけておりますが、わかりやすく言いますと金網の中に割った石を入れて多段済みと言って段々に積み重ねていくんですけども、その特徴としましては、のり面の崩壊を防いで、かつ排水量能力高い、割った石を入れておりますので、空隙率が高いということで水の十分に配水することができるということで今回施工をするものでございます。

今回の施工につきましては、この工法で大丈夫というふうに判断しておりますが、議員が申しますように、絶対に壊れないのかと言われますとそれはちょっと絶対ということは言えませんが、現場の状況から判断しますと、この工法で足りるというふうに判断して、今回上程させていただいております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 絶対大丈夫かと聞かれて、絶対大丈夫ということは確かに言えないと思うんです。それは私も理解できます。しかし、坂本坂をあれだけやっぱりのり面の問題なんかが、あそこは急ですよ。急でも直でも90度で立っているようなところも中にはありますし、これからも大変ですよ。あそこは別の道路を計画していますので、確かに今のまんま通行どめにしても、大丈夫じゃないかなという部分は確かにあります。

しかし、あそこの下も今度の工事するところも同じだと思うんですよ。あそこの道路を交通どめにしても、いい方は悪いけど、あまり問題ないところではないかなというふうに思ったりせんでもないわけですよ。というのは、これは十分に時間をかけてしてほしいということ。すぐ通行どめにしてほしいということではないんです。

これやっぱりあその脇を通らずに、やっぱりちゃんとした安全対策が本当に十分であるかということも含めて、安全対策が十分にとれているような地形に取りつけ道路をしっかりつけていきながら、これから先、また南海トラフの問題とかいろいろな問題があってあそこの道路は私は閉鎖しろって言っているんじゃないですよ。あそこは下のほうの堀の内団地を含めて、いろんなところからの避難の道路についても非常に安全対策をバッチリしないといけないんじゃないかなと思うんですよ。それでもやはり地震が起きて津波が起きるとい状況になれば、非常にここの道路については崩落の危険性があると私、言わざるを得ないと思うんですね。

だから、そこを考えたときに、なんか別の方策をきちっととっておかないと、やっぱり上のほうから水がしみ出てくるというのは、これはもう自然の摂理で地層があるわけですから、これはやむを得ない、もうしょうがない、その地層を変えろというわけにはいかない。あそこだから今度のキャノンの道路については、途中でやっぱり水があんなに出ますわ。水の量は半端じゃないですがね。あそこの水を利用してやはり中鶴の人たちも、今はちょっとしていませんけれど、あそこにやっぱり水を通してあそこで田んぼをつくっているぐらいの状況があるわけですから、やはり水の量というのは半端じゃないわけです。

よね。

だからそういうことを考えたときには、やはりあの水がこれだけ出てくるというのは、もうこれは当初から多分想定はされていたと思うんですね。だから、このかごマットが悪いと言っているわけじゃないです。先ほど説明されたように確かに割石ですので、ここの中を水が満遍なくほかのところを分散できるというのがこのかごマット方式というのはすごく有効ではないかなというふうには思うんです。だけど、それ以前の問題として、また、つくっても崩落するんじゃないかという危険性をはらんでいるけれど、その対策はどうするんだということを私聞いているわけですよ。

だからこの工事だけについて、今度は工事を増額することだけに質疑を集中してくださいと言われるかもしれませんが、この工事をしたは、また水が出たは、崩落したはということになったときに、じゃ、一体あの工事は何だったのということになりかねないから、確認をしているわけですよ。

これから以後もやはりある程度の一定の時間を経過してでも、しっかりとやっぱりあそこの対策については、これから一度工事を見直していく形でしっかりとやらないと危ないんじゃないかということ、私は申し上げているんですよ。

そうでないと、後でまた崩落が起きたりとか、いろんなことをして、もう地震やったらどこから起きてくるかわかりませんよね。熊本の地震では橋が崩落するぐらいの土砂が入ったわけですから。だからそういうことになると、10号線までもう交通どめになりかねない状況というのがひょっとしたらあそこをいじったために出てくるおそれもあるんじゃないかということまでやっぱり懸念するわけですよ、こっちからずっと見ている限りですね。

そういうことも私は素人ですけど、素人でもそういうことを考えるぐらいだから、専門家であればもっと有効な手段というか、何か方法が考えられても当然じゃないかなというふうに思うんです。だからほかの道路をしっかりと今度はやっていくわけですから、あそこの部分については一時工事を差しどめしてでも、やはりしっかりと対応策をこれから講じていかないと、次に、やはりここで工事額をアップしてやったとしても、もうどうしようもできないという状況にまで陥ったときに、このお金が全てこの金額が無に付すとまでは言わないけれども、この金額が一体何だったんだろうかと、あれだけお金出したのにとということにもなりかねないと思うんですね。

だから、そこを工事した会社まで恐らく矢面に立たせられるような状況というのは私つくりたくないんです。だから、私は業者も守りたいし、道路も守りたい。そして、一番の気持ちは人の命を守りたい、それがやっぱり一番あるわけですよ。だから、一番本当は石橋をたたいて渡る状況をつくっていかないと、この道路の改良については非常に難しい部分をはらんでいると私は思っているからこうやって質疑するわけです。

だから、そういう状況は考えておられないのかどうか、そこを十分考えた上でこれが最善策であるというふうに判断されたのか、最善策であると判断したからこうやって増額さ

れたんだろうと思うんですよ。この増額をしたけれども、じゃ、また水が出て全部なくなったということで、じゃ、誰が責任とるんですか。これを提案した町長が責任をとるんですか。私が議会が責任とるんですか。これを議会を含めて賛成しようが反対しようがそれを議論した議会も責任とるんですか。だから、そこまでやっぱりちゃんと聞いておかないと賛成したから反対したからじゃないんですよ。

あの道路の安全性を、よりここで確固たるものにしておかないと、議員は何をしていたのかという状況が、これから先、生まれてくる可能性がある。それを秘めているという状況が非常に私はやっぱりはっきりするべきところで、はっきりさせておくというのが私たち議員の大きな役割じゃないかなと思うから質疑をあんまりしたくないけれども、質疑をしている部分があるわけです。そこを明確にお答え願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 今回のかごマットの部分につきましては、国道10号線から皆さん御存じの坂道を改良するものでございますが、今回のかごマットを施工する部分につきましては、国道10号線から坂の上り口までにつきましては道路の拡幅は考えておりません。

現在の道路敷き内での排水溝と舗装のやりかえ等を計画しております。したがって、のり面につきましても道路拡幅とは違って一部施工するもので、現段階におきましてはこのかごマットが有効だと考えております。

先ほど申し上げましたとおり国道10号線から正面入り口の上り口までを道路を拡幅して道路改良するのであれば、のり面全体の工法も検討しなければいけないというふうに考えておりますが、今回は、国道10号線から坂の入り口までの現道の整備をするということで計画しておりますので、このかごマットが有効だと考えております。

また、御存じのとおり交通量もふえるということですので、まして、このかごマットをするところの国道の取りつけは鋭角になっております。国道10号線から非常に宮崎方面からは入りやすいですけど、延岡方面からは入りにくい状況でございますので、この交差点の部分についても、今後考えていく必要はあると十分考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） この内容なんですが、このかごマットの高さというか、何段ぐらい使われますか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） かごマットにつきましては、1個の幅が1.2メートル、高さが50センチ、長さが2メートルのものでございます。

多段積みで何段積むのかということですが、その現場によって測定によって異なりますけど、一番高いところで4段積む予定でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 私だけかもしれませんが、こういったかごが積んであるとどうしても登りたくなるというのもあるんですが、そういった安全対策とか保護みたいなことは設計の中に入れなくてよかったのでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 登るための防止策は考えておりません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） それでは、また追加ちゅう形で出てくる可能性もあるということですか。それが最後です。保護するちゅう意味では。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 今の段階では今回触る部分というか、施工する分だけのり面だけのかごマットを考えておりますので、今のところはないものだと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第4号平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負変更契約については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第7. 議案第5号

○議長（青木 善明） 次に、日程第7、議案第5号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第5号財産の処分について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、工業用地として整備した財産を処分するため地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 議案第5号財産の処分につきまして、詳細説明を申し上げます。

今回の財産処分につきましては、学校法人南九州学園から取得いたしました土地、建物につきまして、キヤノン株式会社に工業用地として売却するものでございます。

次に、処分財産でございます。別紙をごらんください。

土地につきまして、高鍋町大字南高鍋字高岡11700番地1、地目、宅地でございます。地籍は7万5,816.39平方メートル、この土地を初めといたしまして、記載しております6筆を合わせました合計26万5,951.13平方メートルの土地でございます。

建物でございますが、高鍋町大字南高鍋字式本松10816番地1に所在する体育館1棟をはじめとする記載の15棟の建物でございます。

契約金額でございますが、17億9,516万5,000円でございます。

契約の相手方でございます。住所、東京都大田区下丸子3丁目30番2号、名称、キヤノン株式会社、代表者、代表取締役CEO御手洗富士夫。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 買った金額及び撤去に関する費用を詳細に述べて、契約金額の内容を細かく示していただきたいと思っております。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 買った金額及び撤去に関する費用についてでございますけれども、南九州学園から購入した金額は9億9,500万円でございます。

撤去に関する費用につきましては3億5,316万円でございます。今回のキヤノン株式会社との契約金額は17億9,516万5,000円でございます。

内訳としましては、土地が16億6,556万5,000円、建物が1億2,960万円でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 南九州学園のほうから買いとった土地のうち、まだ高鍋町のものとして残っている土地はあとどれぐらいなんでしょうか。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時13分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 差し引きの数字でございますけれども3万3,806.87平米というふうになります。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この土地は、残された土地というのは利用というのがなかなかできるような状況ではないと考えますけれども、その利用の仕方についてはキャノンとどのようにお話し合いをされているのか。

それと同時に、だからこのところは崖のところもちょっとありますので、かなり利用の仕方を慎重にしないと、政策的に前の南九州学園が持っていたときには、いろんな利用の仕方というのを考えられていたと思うんですけれども、独自で。これがどのように利用できるのか、そしてこれがまた、高鍋町のためにどういった役立つような方法があるのかということはお考えおられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 今、差し引きの数字、3万3,000平米強の数字をお示しいたしました。この部分につきまして、議員のおっしゃるとおり工業用地としては利用できない土地というところでございます。その土地につきましては、南九州学園の北側を通っております町道がございまして、その町道のさらに北側の山林部分が、今回3万3,000平米として残った土地ということになります。

場所といたしまして具体的には、今、道路改良工事を行っております九州建設工業さんでありますとか、あのあたりの事業者さんが現場事務所を構えている当たりのところがそれに該当するところございまして、基本的にはもう山林ということでございますので、現時点において利用の計画というのは私どもではちょっと考えていないと、また、キャノンともその点について協議は行っていないというところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 土地のほうと建物のほうの値段が16億円と1億2,000万円と出ていたんですが、その詳細として平米単価等、あと建物に対してはどのような単価がつけられたのかちゅうのだけ、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 平米単価でございますけれども、こちらにつきましては3,516円でございます。

それと、建物の積算単価ということでございますけれども、売却いたしましたのは体育

館でございます。そちらの別紙のほうに添付しております建物の作業所とか温室ですね、特に、温室等がございますけれども、こちらについては価格の設定はございません。当初、解体する予定でございましたが、キヤノン株式会社側から利用したいということで、存地したものでございますので、こちらについては売却単価のほうの設定はございません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第5号財産の処分については、原案のとおり可決いたしました。

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

○議長（青木 善明） 次に、日程第8、議案第6号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第9、議案第7号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）、以上2件を一括議題といたします。一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第6号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について及び議案第7号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）についてを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第6号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,817万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億362万6,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では土地開発基金繰出金の増額及び一般会計繰出金の減額。歳入ではキヤノン株式会社への工業用地売却に伴う土地売り払い収入の増額でございます。

次に、議案第7号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2億6,018万3,000円を※増額し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ137億7,002万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案で御説明いたしました工業用地造成事業特別会計からの繰出金が減額になったことにより、歳入においては繰入金、歳出においては財政調整基金積立金をそれぞれ減額するものでございます。

以上、2件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。（発言する者あり）はい、「2億6,018万3,000円を減額し」と訂正させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 議案第6号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

今回の補正は議案第5号で御説明申し上げました学校法人南九州学園から取得いたしました土地、建物につきまして、キャノン株式会社に売却することに伴いまして、その売り払い収入が確定したことによります補正でございます。

予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入の財産収入、不動産売り払い収入でございますが、キャノン株式会社への不動産の売り払いにつきまして、議案第5号で御説明差し上げましたとおり、その売却地面積の確定に伴いまして売却価格も確定いたしましたことから、当初予算から増額補正するものでございます。

続きまして、繰越金でございますけれども、平成29年度決算額の繰越額の確定に伴う歳入受け入れを補正するものでございます。

続きまして、次の8ページ、9ページをお開き下さい。

歳出の工業用地造成事業費でございますが、普通旅費につきまして歳出額の見込みによりまして減額させていただくものでございます。

次に、繰出金でございますけれども、土地開発基金繰出金につきましては、昨年度、この工業用地造成事業特別会計に土地開発基金から土地購入費として繰り出しておりました3億円につきまして、土地開発基金へと戻すものでございます。

また、一般会計繰出金につきましては、土地売り払い収入等の算定に伴う歳入歳出の調整に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、公債費でございますけれども、地方債償還金利子につきまして償還計画の見直しにより減額をするものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（青木 善明） 続いて、財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第7号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について詳細説明を申し上げます。

本補正予算は、議案第6号の関連予算となります。予算書の6ページ、7ページをお開き下さい。歳入、特別会計繰入金は工業用地造成事業特別会計からの繰入金を減額するも

※後段に訂正あり

のでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き下さい。歳出、財産管理費積立金は繰入金の減額に伴い、財政調整基金積立金を減額するものでございます。なお、減額となりました理由につきましては、当初、財産売り払い収入の全額を一般会計へ繰り入れることとしておりましたが、先ほどの地域政策課長が御説明をいたしましたとおり、今回特別会計から土地開発基金への繰り出しが計上されたことから、一般会計繰出金の一部が振り替えられたためでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから1議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この予算で、ほぼ土地の造成の問題については終結と考えていいのかどうかお伺いしたいと思います。

キャノンからこの特別会計分は負担していただけるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） この予算でほぼ終結と考えていいのかというお尋ねでございます。

まず、平成30年度予算についてでございますけれども、キャノン株式会社はその費用を負担する工事が今のところまだ完了していない部分もございます。そのことから、工事負担金のその額が確定しておりません。そこで平成30年度のこの特別会計予算については、まだ終結するというものではございません。

また、平成31年度以降につきましては、3カ年での分割支払いとしております学校法人南九州学園への土地購入代金の支払いが、まだございます。さらに、起債償還につきましても10年間という期間がございますので、引き続き存続していくというものでございます。

それから、またキャノンから特別会計分を負担していただけるのかというお尋ねでございますけれども、こちらについては工事負担金についての負担ということをお尋ねいただいているものと存じます。

追加工事として行っております上水道管布設工事ですとか、防火水槽設置工事等につきまして、こちらにつきましてはキャノン株式会社に御負担いただきます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確かに、この終結と考えていいのかというのは数字的に終結と考えていいのかということをお尋ねいたわけですね。完了していないというか、どこの

部分が完了をしていないのか。

それと、確かに土地代金を3カ年で払うということですね、こっちが買った分ですね、これを3カ年で払うということ。10年間の起債の償還分というのがあるんですけども、工事負担金でごちゃごちゃになるといけないので、高鍋町が負担すべきもの、それともキャノン側が負担していただけるもの、その問題については、しっかりと前の議会では、前の議員間ではしっかりそこは確認ができていると思うんですね。しかし、新しく議員になられた方からすると、非常にそこが明確でないという状況が、資料も多分いただいたんではないかなと思うんですけども、やはり、きちんとここで説明をしていただかないと確認事項一つ一つチェックをしていきながら議会として、じゃ、何が要求できるのかということも踏まえて、ここでしっかりとお答え願えればというふうに思っております。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 高鍋町が負担すべき分、またキャノン株式会社が負担すべき分につきまして御説明を申し上げます。

土地取得費につきましては、売却ということでキャノン株式会社のほうに請求させていただきます。造成費につきましてもキャノン株式会社のほうに請求させていただきます。

工事負担金としてちょうだいすることになりました追加の経費につきましては、複数ございます。防火水槽設置工事でございますとか、そしてキャノン敷地内に消火栓を新たに設置することに伴いまして、その配管が必要になっておりますから、その配水管の布設工事、そして上水道管の新たな布設工事、それと下水道管の新たな布設工事、そして学校敷地内に埋まっておりました樹木につきまして、これをまた移設希望がございましたので、それにつきまして、こちらのほうで移設いたしましてキャノンのほうに請求するという工事が追加として発生しております。こちらにつきましては、全てキャノン株式会社のほうに御負担いただくものでございます。

以上がキャノンのほうに御負担いただく工事というふうになっております。

あと、道路改良工事に伴いまして、一ツ瀬土地改良区の畑かんの管の移設工事がございますけれども、こちらにつきましては高鍋町のほうで負担をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛

成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第6号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この会計手法というのが、当然地方自治法にのっとってなされていると考えますけれども、お金の出ているところがあっちこちあるものですから、土地開発基金であったり、いろんなところからやっぱり出てきている部分ちゅうのがあるから、そこに返したりとかいろんなことが出てくるから、非常にわかりづらい部分というのもあるわけですよね。じゃ、これが一般会計の中でどうなのかということが、どこがどこまで一般会計でキャノンだけでなく誘致企業に対しての補助金ではありませんけれども、今回の場合は。キャノンに出している金額の総金額というのがなかなか、どこからお金を借りてきているのか、どこからお金を持ってきてというのがなかなか目に見えない、形に見えない状況というのが、多分あるんじゃないかなと思いますが、確認だけさせてください。とてもややこしい状況ですので、詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 今回の補正予算についての動きについて御説明をさせていただきます。

今回、一般会計の歳入に計上いたしました特別会計からの繰入金につきましては、地方財政法の規定に基づき一般会計へ工業特会から繰り入れるものでございます。それに伴い歳出に計上いたしました財政調整基金積立金につきましては、翌年度以降の工業用地造成事業特別会計における土地購入費でございますとか、地方債の償還などの原資として管理をしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第7号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成31年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員